

こ成母第228号
令和7年3月26日

各都道府県知事殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

産後ケア事業の実施について

産後ケア事業については、別紙「産後ケア事業実施要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれましては、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。



別紙

産後ケア事業実施要綱

1 事業目的

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

出産後1年以内の母子であって、産後ケア（4（3）の①から⑤に掲げる心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者

4 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（2）の①、②又は③の実施方法により、原則として（3）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

（1）管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること

（2）実施方法

① 短期入所（ショートステイ）型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② 通所（デイサービス）型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

（3）内容

① 複婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

② 複婦に対する療養上の世話

③ 産婦及び乳児に対する保健指導

④ 複婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

5 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて（1）を配置したうえで、（2）及び（3）の担当

者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関する知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

6 実施場所

(1) 短期入所（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

- ① 居室
- ② カウンセリングを行う部屋
- ③ 乳児の保育を行う部屋
- ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備

(2) 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

7 関係機関との連携体制の整備

- (1) 妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、都道府県、医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が隨時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

8 利用料

本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。

ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

9 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応

産後うつのリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下の（1）から（5）までの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。

- (1) 当該産婦に対するアセスメントの実施
- (2) 上記(1)によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成
- (3) ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り
- (4) 当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における市町村（母子保健部署）との情報共有や、市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携
- (5) 上記(1)から(4)までの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

10 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。
- (4) 他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (5) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点に同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

- (6) 都道府県が母子保健対策強化事業（うち、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業）や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業を活用して設置・開催する協議会において行われる、産後ケア事業を含む母子保健事業に関する実施体制の整備・委託先の確保などに係る協議に対し、必要な協力をを行うとともに、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）に関するネットワーク体制の構築等の取組と連携を図ること。

- (7) 利用者及びそのこども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施する場合は、施設内における安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制（対応のフロー図を含む）、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。

また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。

(8) 次に掲げる事業は対象から除外する。

- ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
- ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
- ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
- ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

(9) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

(10) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

(11) 個人情報の保護に十分留意すること。

(12) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

(13) 本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。

(14) (1) から (13) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

11 費用

産後ケア事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。